

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 6 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 45 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																														
<p>第 9 条の 3 勤務時間等条例第 13 条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年の中途において新たに職員となった職員（短時間勤務職員及び次号に掲げる職員を除く。）当該職員の別表第 1 の採用された月の欄に掲げる区分に応じ、<u>同表</u>の日数の欄に掲げる日数（以下「基本日数」という。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>別表第 1（第 9 条の 3 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">採用された月</td> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>20日</td><td>18日</td><td>17日</td><td>15日</td><td>13日</td><td>12日</td><td>10日</td><td>8日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>2日</td> </tr> </table>	採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日	<p>第 9 条の 3 勤務時間等条例第 13 条第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 当該年の中途において新たに職員となった職員（短時間勤務職員及び次号に掲げる職員を除く。）当該職員のうち<u>県立学校職員以外の職員</u>にあつては別表第 1 の 1、<u>県立学校職員</u>にあつては同表の 2 の採用された月の欄に掲げる区分に応じ、<u>これらの表</u>の日数の欄に掲げる日数（以下「基本日数」という。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>別表第 1（第 9 条の 3 関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 県立学校職員以外の職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">採用された月</td> <td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>20日</td><td>18日</td><td>17日</td><td>15日</td><td>13日</td><td>12日</td><td>10日</td><td>8日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>2日</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">2 県立学校職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">採用された月</td> <td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>20日</td><td>18日</td><td>17日</td><td>15日</td><td>13日</td><td>12日</td><td>10日</td><td>8日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>2日</td> </tr> </table>	採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日	採用された月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日
採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																			
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日																																																																			
採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																			
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日																																																																			
採用された月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月																																																																			
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日																																																																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																															

附 則

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。